

## 告 示

### 埼玉県告示第九百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第千三百二十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年七月十二日

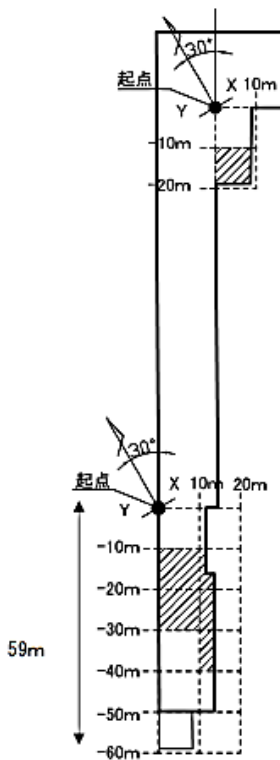
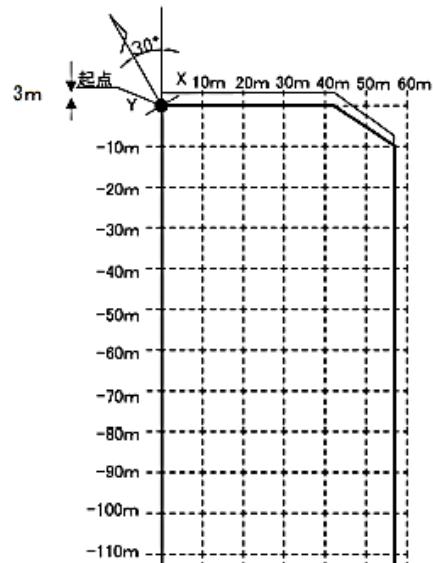
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図

**起点**  
 起点は、ふじみ野市福岡二丁目1500番75の敷地境界北端から筆界に沿って南西へ3mの地点とする。

**格子の回転角度 30度**  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



**起点**  
 起点は、北緯35度52分47秒、東経139度31分28秒の地点とする。

**起点**  
 起点は、ふじみ野市福岡二丁目1500番75の敷地南西端から筆界に沿って北東へ59mの地点とする。

**凡例**  
 — : 調査対象地  
 — : ふじみ野市福岡二丁目1500番75筆境界  
 // : 指定を解除する区域